

概要版

滋賀県男女共同参画計画

新パートナー しがプラン



滋賀県

男女共同参画の新しい計画を 策定しました

- 滋賀県では、「滋賀県男女共同参画推進条例」を平成13年12月に制定するとともに、滋賀県男女共同参画計画を策定し、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力が発揮することができる、多様性に富んだ活力ある社会～男女共同参画社会～の実現に向けて様々な取組を進めてきました。
- 条例制定から10年の節目を迎え、社会や経済を取り巻く環境が大きく変化するなか、新たな課題等に対応するため、「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」を策定しました。

計画の特徴

- 従来の「学習・啓発」を中心となっていた取組を「実践」の取組へ
- 4つの「取組の視点」と5つの「重点目標」を設定
- 様々な分野にまたがっている施策を横断的な観点から実施

計画の性格

- ①男女共同参画社会基本法および条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ②県の基本構想や県の関連各種計画との整合性を図った計画
- ③県民や事業者および市町の意見を反映させた県民参画による計画
- ④行政はもとより、家庭、地域、学校、職場などにおけるすべての県民が、それぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画
- ⑤「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」の成果を引き継ぎ、新たな課題への取組を反映させた計画

計画の期間

平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間のプランです。

滋賀が目指す社会の姿

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会



基本理念

男女共同参画推進条例の6つの基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に推進します。

1 男女の人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の基礎をなす最も基本的な理念です。家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

2 社会における制度や慣行の見直し

社会のあらゆる分野における男女の固定的な役割分担を前提とした制度や慣行を、人権尊重の視点に立って見直し、社会的性別（ジェンダー）に起因する差別のない社会を実現しなければなりません。

男女共同参画の推進に当たっては、このような制度や慣行が見直されるように、十分な配慮が行われることが必要です。

3 団体の方針の立案や決定への共同参画

男女共同参画の推進に当たっては、あらゆる分野すべての団体において政策・方針決定の場へ男女が対等に参画できるようにする必要があります。

4 家庭生活と社会における活動との両立

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの協力と社会の支援のもとで、家族の一員としての役割と責任を果たしながら、社会における活動ができるようにすることが必要です。

5 性の相互理解に基づく意思の尊重と健康への配慮

男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの身体の違いについての理解を深めるとともに、安全な妊娠、出産が快適な環境の中で行えるようにすることが必要です。

6 國際的な取組との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接に関係しています。したがって、国際的な協調のもとで取り組まなければなりません。

取組の視点

具体的な施策に取り組むにあたり、横断的な観点から取組の基本となる4つの考え方を「取組の視点」として計画に位置づけています。



1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることは、男性にとっても女性にとっても人生の段階に応じて、多様な生き方が選択できる環境をつくり、生涯にわたって心身共に健康に過ごすことができる土壌をつくる、男女共同参画社会づくりの重要な課題です。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、労働施策をはじめ、子育て支援施策や高齢者施策、男女共同参画に関する施策等に深くかかわることがらであり、県民・地域団体・NPO・事業者・市町・県が連携して取り組んでいくことが必要です。

2 意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する

- 男女がともにその意欲と能力を十分に発揮していくためには、仕事、地域、家庭など様々な分野で男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、チャレンジしたい、社会参加したいという思いを実現できるよう環境を整えることが重要です。
- 少子高齢化が進む中で、社会の活力を維持するためには、職場、地域など社会のあらゆる分野で多様な人材が求められています。「個人個人が意欲と能力を発揮できる社会」「挑戦し、活躍することができる社会」を目指して、男女共同参画に関する施策を構築していくことが必要です。

3 多様な主体の連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する

- 男女共同参画社会実現に向けた取組を推進していくに当たっては、行政も含め、様々な分野における多様な主体（県民・地域団体・NPO・事業者・大学等）のネットワークによる連携・協働を進めていくことにより、課題解決に向けた大きな流れをつくっていくことが重要です。特に、最も身近な暮らしの場である地域において、男女共同参画を推進していくことが求められています。
- 滋賀県立男女共同参画センターをはじめ、多様な主体による男女共同参画の視点を活かした連携・協働によって、地域おこし、まちづくり、子育て支援など地域の課題を解決するための実践的な取組が求められています。

4 かけがえのない命と性を大切にする意識の浸透を図る

- 男女共同参画社会の実現に向けては、「すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合う」（条例前文）ことが前提です。
- 身体的暴力をはじめ、精神的暴力、性的暴力などあらゆる暴力は、一人ひとりの人権を脅かすものであり、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。その根絶のためには、暴力を絶対許さないという強い姿勢で臨む必要があります。

計画の体系

取組の視点

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進する
- ②意欲と能力が活かせる様々なチャレンジを支援する
- ③多様な主体の連携・協働による男女共同参画のまちづくりを推進する
- ④かけがえのない命と性を大切にする意識の浸透を図る

重点目標

施策の方向

1 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ①家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- ②地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透
- ③子育て支援の充実
- ④高齢者、障害者、外国人住民等への充実
- ⑤生活困難を抱える家庭への支援

2 働く場における男女共同参画の推進

- ①仕事と生活の両立のための職場環境づくり
- ②多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保
- ③職業能力の開発
- ④ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援
- ⑤多様な働く場づくり（商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援）

3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ①セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- ②ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- ③性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- ④子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進
- ⑤性の尊重についての意識の浸透と教育の充実
- ⑥生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進

4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

- ①男女共同参画推進のための広報・啓発
- ②若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発
- ③男女共同参画の視点に立った学校等における教育・学習の推進
- ④自立意識の醸成、キャリア形成への支援
- ⑤男女共同参画を推進する人材の育成
- ⑥公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ⑦男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ⑧国際的な取組との協調

5 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①行政における女性の参画拡大
- ②事業者における女性の参画拡大への働きかけ
- ③民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ
- ④女性のエンパワーメントの促進

推進体制

1 多様な主体との連携・協働

- ①県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働
- ②男女共同参画センターを核とした多様な主体との連携

2 県の推進方策

- ①府内における推進体制の充実
- ②国・市町との連携
- ③男女共同参画センターの機能充実

施策の基本的な方向と取組

重点目標 1

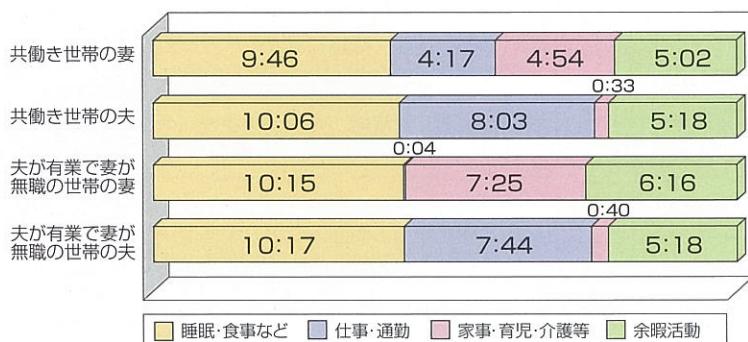
家庭・地域における男女共同参画の推進

現状と課題

- 多様な家族形態に対応した家族を支える仕組みと地域の支え合いの向上が必要となっています。
- 自治会活動や地域活動など、地域社会への男女共同参画の視点の浸透が必要となっています。

データで見る滋賀の姿

■夫婦の生活時間（滋賀県／1日24時間に占める時間数）



共働き世帯においても家事等は女性が行っていますが、女性に家事・育児負担が大きくなっています。

平成18年社会生活基本調査（総務省）

目指す姿

男女が、家庭・地域の一員としての責任と役割を果たしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活が展開できるとともに、男女共同参画の視点に立った地域づくりにより、地域が活性化し住民が互いに支え合うことのできる社会

施策の方向

- ①家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- ②地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透
- ③子育て支援の充実
- ④高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実
- ⑤生活困難を抱える家庭への支援



計画推進の目標値

指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
平日昼間の保育利用児童数	26,897人	28,715人
病児・病後児保育実施箇所数	13か所	28か所
放課後児童クラブ利用児童数	8,232人	9,596人
一時預かり事業の実施箇所数	57か所	117か所
通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護延利用回数	1,775,675回	2,341,091回
家庭教育協力企業協定制度締結企業数	904事業所	1,300事業所

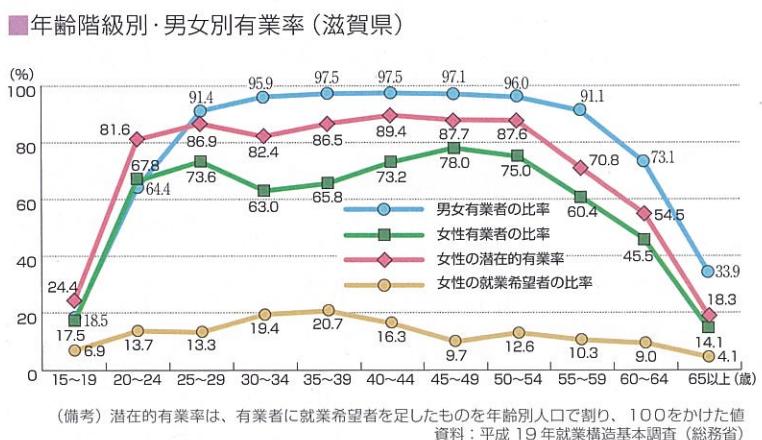
重点目標 2

働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

- 仕事と生活の両立のための職場環境の整備と男女の均等な機会と待遇の確保が必要となっています。
- 多様な働き方ができる場づくりが必要となっています。

データで見る滋賀の姿



男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えていまます。一方、女性の有業率は、25歳以上で男性との差が大きくなり、結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になります。しかし、潜在的有業率をみるとM字のくぼみが小さくなっています。

目指す姿

雇用分野において、男女の均等な機会および待遇が確保され、男女が共に仕事と生活の調和がとれた暮らしができるよう、雇用環境の整備や社会的支援の充実が図られるとともに、能力が発揮できる社会

施策の方向

- ①仕事と生活の両立のための職場環境づくり
- ②多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保
- ③職業能力の開発
- ④ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援
- ⑤多様な働く場づくり（商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援）



計画推進の目標値

指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
母子家庭等就業・自立支援センターによる年間就業者数	110人	150人
男性の育児休業取得率	1.4%	5.0%
農山漁村における女性の起業数（年間売上100万円以上）	79件	120件
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	393社	560社
女性の職業訓練受講者の就職率	64.3%	70.0%
男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数（※）	18人	120人

※男女共同参画センターで実施している女性のチャレンジ支援事業等を活用して、社会で活躍をはじめた女性の数。活躍状況の例としては、アロマショップ開業、子育て支援のNPO法人設立、パン屋経営、コミュニティカフェ運営等

施策の基本的な方向と取組

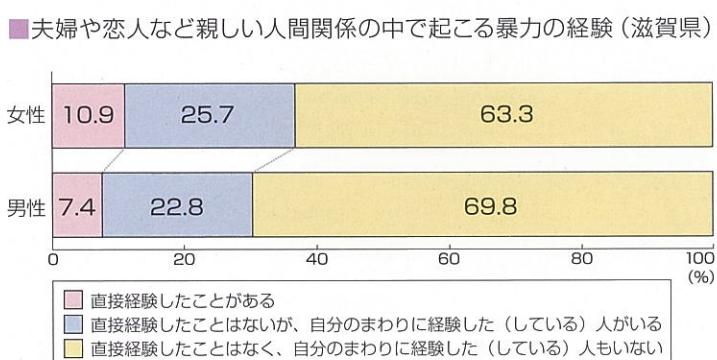
重点目標 3

男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

現状と課題

- 男女間の暴力防止の啓発と被害者への支援の充実が必要となっています。
- 生涯を通じた健康への配慮と支援が必要となっています。

データで見る滋賀の姿



夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力について、男性女性とも3割以上の人人が「直接経験したことがある」「自分のまわりに経験した（している）人がいる」と回答しています。

目指す姿

男女が生涯にわたって心身ともに健康な生活ができるとともに、男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない社会

施策の方向

- ①セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- ②ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- ③性暴力・ストーカー行為等あらゆる男女間の暴力に対する取組の推進
- ④子ども・若者への男女間の暴力防止の教育・啓発の推進
- ⑤性の尊重についての意識の浸透と教育の充実
- ⑥生涯を通じた健康づくりと疾病予防の推進



計画推進の目標値

指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画策定済みの市町の数	1 市町	14 市町
周産期（※）の死亡児数（出産 1000 人に対する死亡数）	4.0 人	3.9 人

※出産前後の期間のこと。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満 22 週以後の死産と生後 7 日未満の早期新生児死亡を合わせた数。

重点目標 4

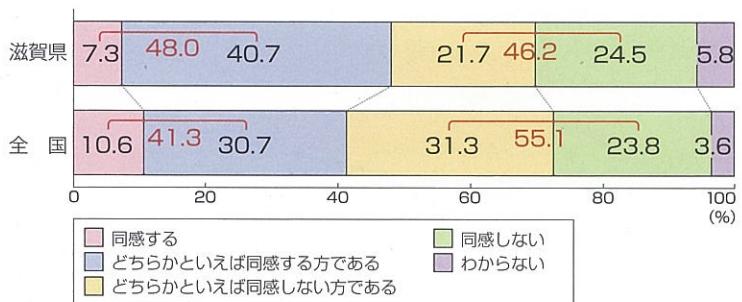
男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立

現状と課題

- 男女がともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、多様な生き方が選択可能な学習機会の充実と啓発・広報の展開が必要となっています。
- キャリア形成に向けた支援の充実が必要となっています。

データで見る滋賀の姿

■「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について（滋賀県・全国）



平成21年度の県民意識調査によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に対する同感率は、どちらかといえば同感する方である割合が最も多く、46.2%でした。なお、全国では同感しない人の割合が5割を超えています。

目指す姿

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も女性も多様な選択ができる社会をめざし、県民の男女共同参画への意識を深め、一人ひとりが自立する力をもっていきいきと生活できる社会

施策の方向

- ①男女共同参画推進のための広報・啓発
- ②若者や男性に向けての戦略的な広報・啓発
- ③男女共同参画の視点に立った学校等における教育・学習の推進
- ④自立意識の醸成、キャリア形成への支援
- ⑤男女共同参画を推進する人材の育成
- ⑥公共の場における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ⑦男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ⑧国際的な取組との協調



計画推進の目標値

指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	46.2%	60.0%
小中高等学校における男女共同参画社会づくりのための副読本活用率	69.1%	100%

施策の基本的な方向と取組

重点目標 5

政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

○あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性の参画を進める仕組みづくりが必要となっています。

データで見る滋賀の姿

■管理的職業に従事する者に占める女性の割合(滋賀県・全国)



管理的職業従事者に占める女性の割合は、9.8%で全国で40番目と非常に低い割合となっています。

資料：国勢調査（総務省）

目指す姿

企業や関係団体が連携して女性の積極的な登用を進めることにより、男女があらゆる分野の方針の立案および決定の過程に共に参画し、活力ある組織づくりが進んだ社会

施策の方向

- ①行政における女性の参画拡大
- ②事業者における女性の参画拡大への働きかけ
- ③民間団体や地域活動における女性の参画拡大への働きかけ
- ④女性のエンパワーメントの促進



計画推進の目標値

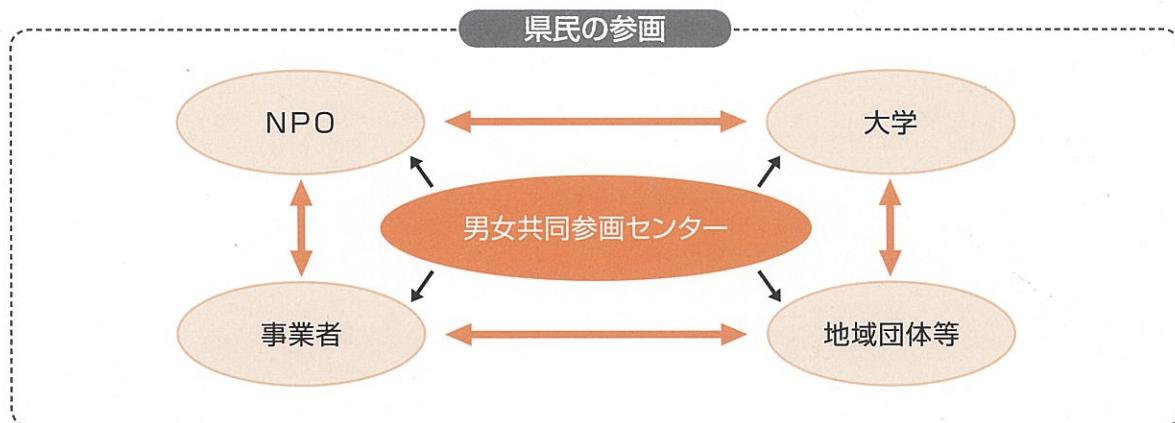
指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
県の審議会等の女性委員の割合	33.3%	40.0%
女性の代表または副代表のいる自治会の割合	9.1%	15.0%
農協・漁協（※）における女性の正組合員数の割合	農協 12.4% 漁協 8.1%	農協 25.0% 漁協 10.0%

※漁協については沿湖漁協を対象。

推進体制

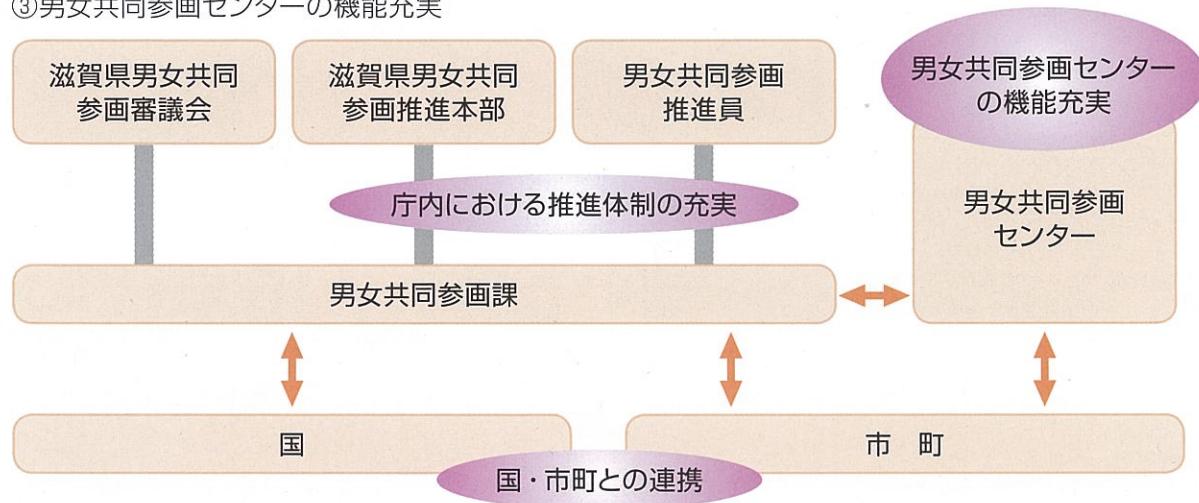
1. 多様な主体との連携・協働

- ①県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働
- ②男女共同参画センターを核とした多様な主体との連携



2. 県の推進方策

- ①府内における推進体制の充実
- ②国・市町との連携
- ③男女共同参画センターの機能充実



計画推進の目標値

指標	現況値（平成21年度末）	平成27年度までの目標値
男女共同参画計画の策定済み市町の割合	84.2%	100.0%
男女共同参画を活動分野とする NPO 法人数	80 団体	125 団体

計画推進の目標値一覧

重点目標	指標	現況値 (平成21年度末)	平成27年度までの 目標値
1 家庭・地域における男女共同参画の推進	平日昼間の保育利用児童数	26,897人	28,715人
	病児・病後児保育実施箇所数	13か所	28か所
	放課後児童クラブ利用児童数	8,232人	9,596人
	一時預かり事業の実施箇所数	57か所	117か所
	通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護延利用回数	1,775,675回	2,341,091回
	家庭教育協力企業協定制度締結企業数	904事業所	1,300事業所
2 働く場における男女共同参画の推進	母子家庭等就業・自立支援センターの取組による年間就業者数	110人	150人
	男性の育児休業取得率	1.4%	5.0%
	農山漁村における女性の起業数（年間売上100万円以上）	79件	120件
	ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	393社	560社
	女性の職業訓練受講者の就職率	64.3%	70.0%
	男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数 ^(※1)	18人	120人
3 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画策定済み市町の数	1市町	14市町
	周産期 ^(※2) の死亡児数（出産1000人に対する死亡数）	4.0人	3.9人
4 男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない人の割合	46.2%	60.0%
	小中高等学校における男女共同参画社会づくりのための副読本活用率	69.1%	100%
	県の審議会等の女性委員の割合	33.3%	40.0%
5 政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性の代表または副代表のいる自治会の割合	9.1%	15.0%
	農協・漁協 ^(※3) における女性の正組合員数の割合	農協 12.4% 漁協 8.1%	農協 25.0% 漁協 10.0%

【推進体制】

重点目標	指標	現況値 (平成21年度末)	平成27年度までの 目標値
1 県民・地域団体・NPO・事業者・大学・行政等の多様な主体による連携・協働	男女共同参画計画の策定済み市町の割合	84.2%	100%
	男女共同参画を活動分野とするNPO法人数	80団体	125団体

※1 男女共同参画センターで実施している女性のチャレンジ支援事業等を活用して、社会で活躍をはじめた女性の数。活躍状況の例としては、アロマショップ開業、子育て支援のNPO法人設立、パン屋経営、コミュニティカフェ運営等。

※2 出産前後の期間のこと。統計用語の周産期死亡児数は、妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせた数。

※3 漁協については沿湖漁協を対象。

「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」は、男女共同参画課のホームページでご覧になります。

男女共同参画課ホームページアドレス <http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/>

イラスト / タカノキヨウコ



滋賀県 男女共同参画課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL: 077-528-3070 FAX: 077-528-4807
E-mail: ct00@pref.shiga.lg.jp